

# 山口大学の知財活動を中心とした 地域イノベーションの取組み

(知的財産と知財教育情報の開放による  
地方創生の推進を目指す)

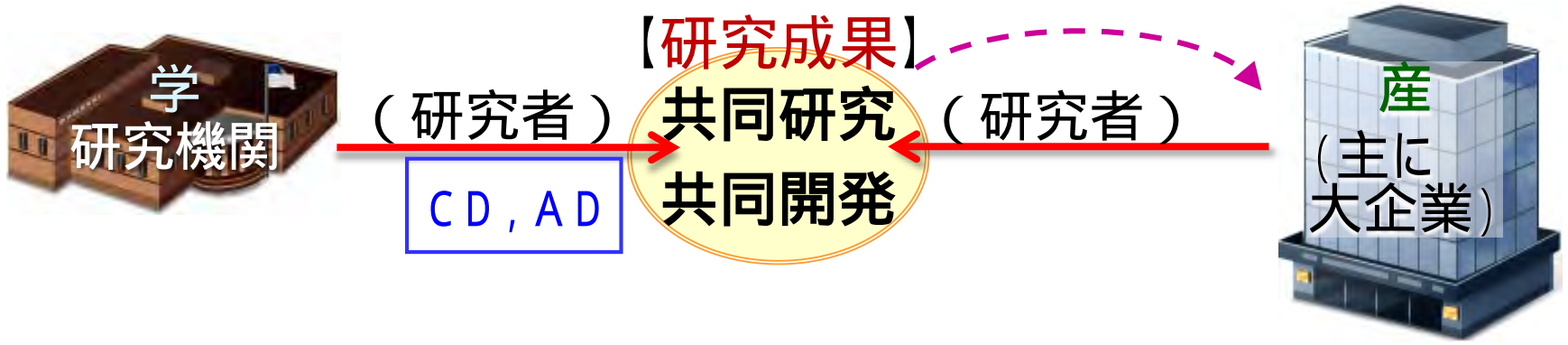
平成28年1月15日  
国立大学法人山口大学  
知的財産センター長  
佐田 洋一郎

# 1. 知財の無料開放で地域の活性化

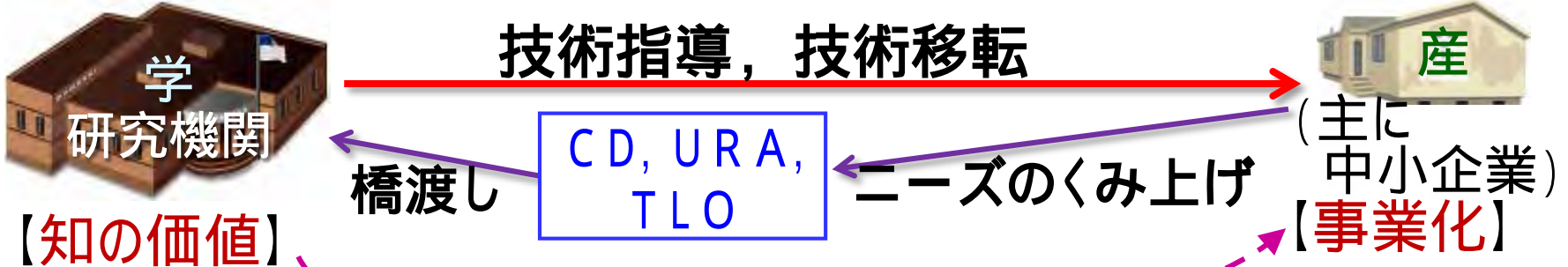
# 産学公連携第2章 (山口大学独自) は中小企業への展開

1) 共同共創型 大学・研究機関 ↔ 主に**大企業**

**成果の活用**



2) 技術支援型 大学・研究機関 ↔ 主に**中小企業** (今後の連携)



転換 (サイエンスのテクノロジー化)

学会に加入していない多くの中小企業にとって、CD等が貴重な研究成果情報源

「技術支援型」の積極的展開で地方を元気に！

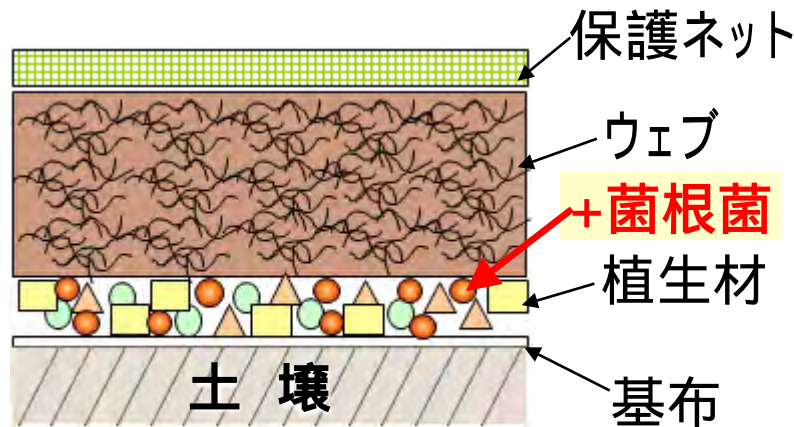
CD:コーディネーター AD:アドバイザー URA:リサーチアドミニストレータ

山口大学の研究成果による  
画期的な法面緑化工法で世界へ



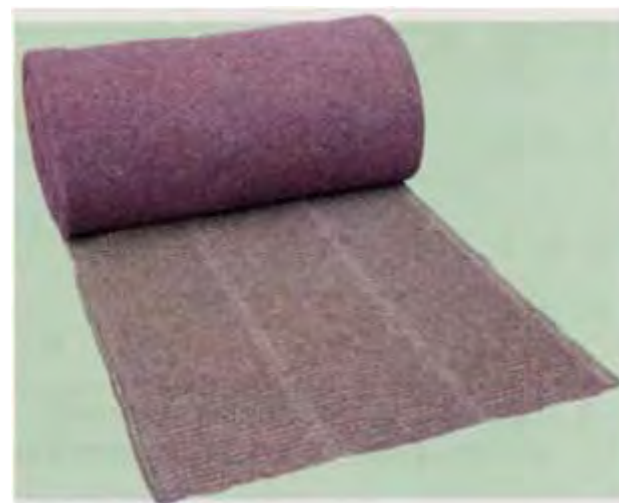
# 大学の技術支援で海外展開へ

多機能フィルターの基本構造(山口県下松市 従業員48名)



この表土保護シートの資材は、澁水性繊維をランダムに形成した不織布シートで、厚み5～40mm、見掛け充填密度2～4%、シート内部空間が両方向の導水路を形成している。このシートに菌根菌、土壌改良資材、肥料、植物種子等を組み込んだ緑化被覆資材を開発した。

菌根菌は山口大学研究者の研究成果



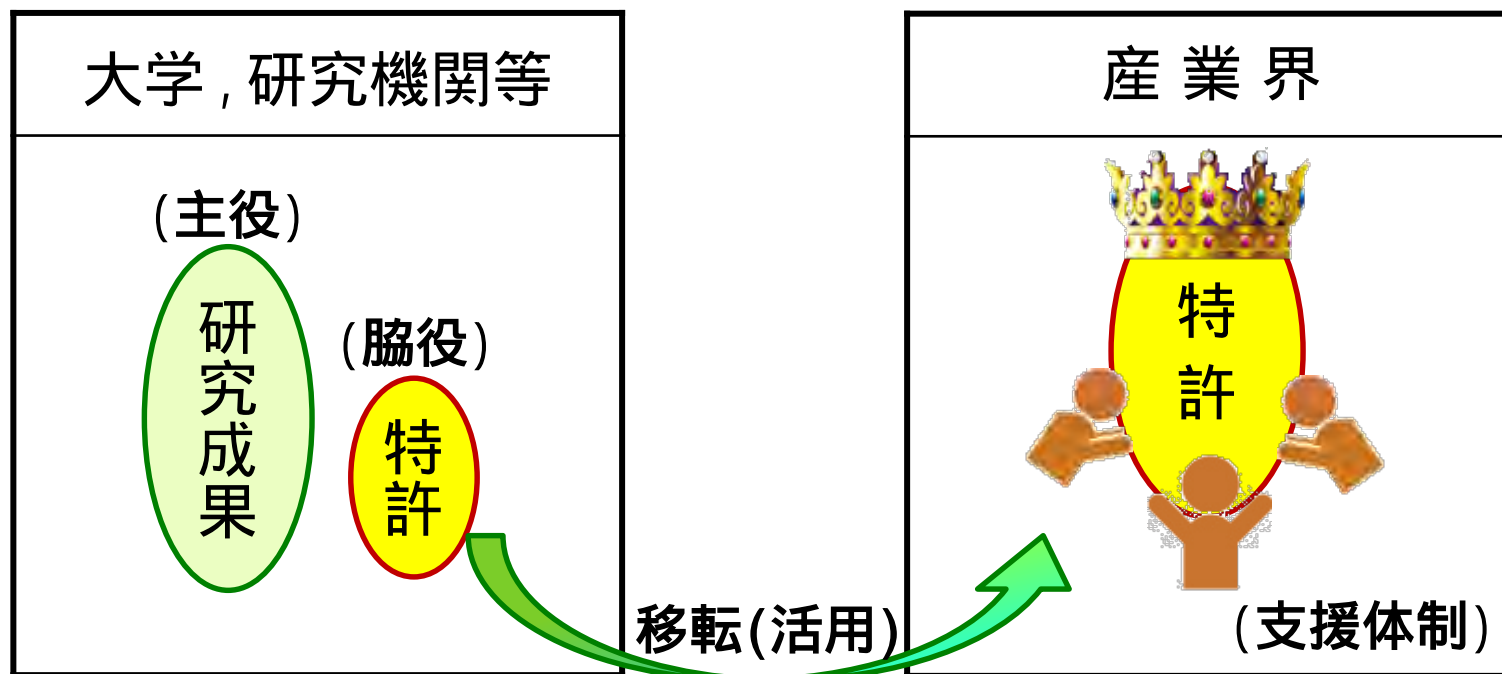
平成25年：JICAの政府開発援助「民間提案型普及・実証事業」に採択  
インドネシア共和国・環境保全及び環境再生技術の普及・実証事業(2013～15)

# 産業界で活躍中の自然科学の研究成果



土壤中における黄色い部分が木(マツ)の根、白い部分が外生菌根。  
ある研究者によると、根および菌根それぞれの長さの合計を比較すると  
根1に対し、菌根100,000の比になるという。

# 大学では脇役の特許が産業界では主役に変身



## 大学特許を産業界へ移転（活用）を促す各種の法律

- ・ 大学等技術移転促進法（平成10年）
- ・ 知的財産基本法（平成14年）
- ・ 国立大学法人法（平成15年）
- ・ 教育基本法（平成18年改正）
- ・ 学校教育法（平成19年改正）

# 山口大学キャンパス鉦山 からあなたの**宝**を見つけよう！



事業化



製品化



大学の研究成果での  
事業化、製品化に  
チャレンジしてみませんか？

**無料**で使えます!!

<5年間(大企業は3年間)>

《連絡・お問合せ先》

知的財産センター 0836-85-9968

E-mail [chizai@yamaguchi-u.ac.jp](mailto:chizai@yamaguchi-u.ac.jp)

山口ティー・エル・オー 0836-22-9768

E-mail [tlojim@crc.yamaguchi-u.ac.jp](mailto:tlojim@crc.yamaguchi-u.ac.jp)

山口ティー・エル・オーHPで『無料公開の宝』を探せます

<http://www.tlo.sangaku.yamaguchi-u.ac.jp/>

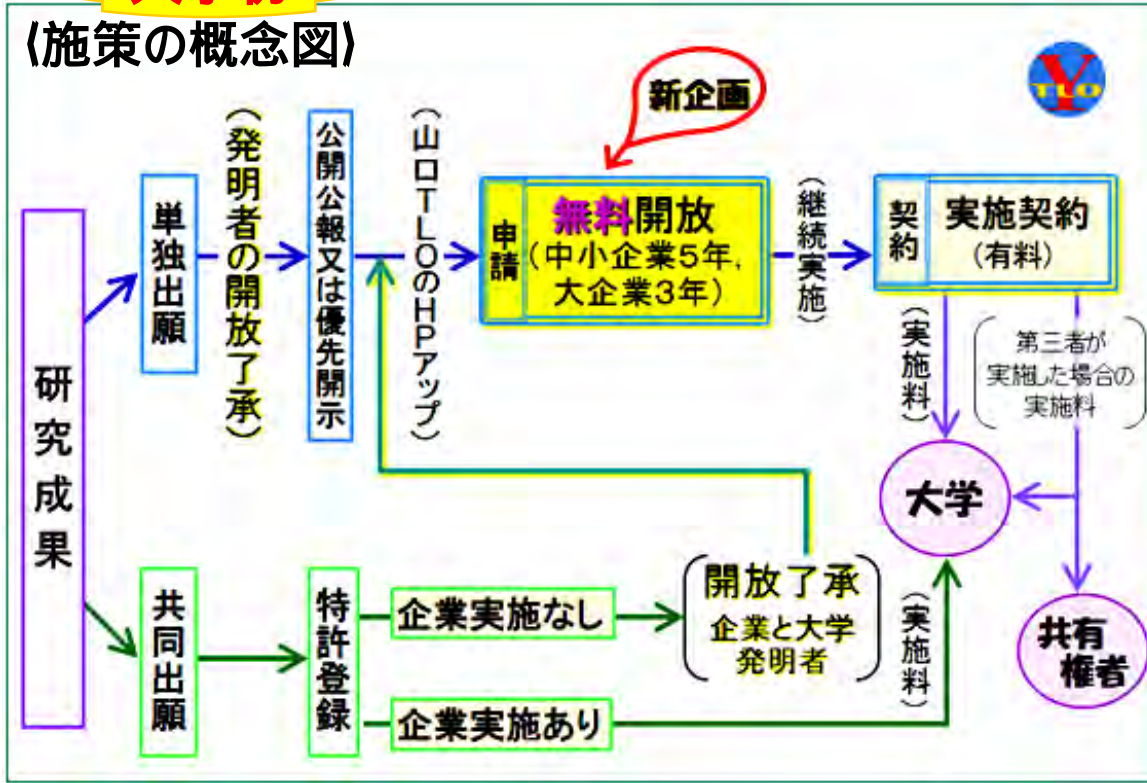




(平成27年10月より)

大学初

(施策の概念図)



『無料公開の宝』は山口TLOのHPで探せます

<http://www.tlo.sangaku.yamaguchi-u.ac.jp/>

# 山大が単独特許を無料開放

山口大は、10月1日から同大が単独で出願した特許などの知的財産の実施料(利用料)を一定期間、無料開放する。特に中小企業は5年間、無料で利用できる。この間、自社に導入できるかどうかをじっくり検討できる。大学発の技術をリスクを抑えて、無理なく企業に移転する仕組みで、全国の大学では初の試み。同大の創基200周年の記念事業の一環。佐田洋一郎・知的財産センター長は「農林水産業の加工技術を含め、大学の研究成果を地域産業の活性化に役立ててほしい」と話す。

## 全国の大学で初

### 中小企業は5年間猶予

### 導入判断、じっくり検討

大学の特許は、企業との共同研究による共有特許と、研究者単独による単独特許の2種類がある。今回、無料開放するのは、単独特許約300件のうち、研究者が無料開放に同意した案件。実施料を、大企業は契約から3年間、中小企業は5年間、支払わずに利用できる。この他、共有特許のうち共有権者が実施の意向のない休眠案件についても、共有権者の了解を得る。実施料は無料開放する。3～5年の試行期間後、事業化の目途が立ち、引き続き事業を継続したい場合、その段階で通常の実施契約を結ぶ。が、事務経費が別途必要。大企業が50万円、中小企業は25万円(山口ティ・エル・オー会員企業は無料)。この経費についても申請後1年は猶予される。1年以内に事業化の継続が無理と判断すれば、経費も支払う必要はない。

これまでは、単独特許を利用するには、最初から正式に実施契約を結ぶ必要があった。特許を使った商品の売上高の平均2～5%を実施料として支払わなければならず、自社にとって有効な技術かどうか見極めるのが難しく、導入が進んでいなかった。

佐田センター長は「2004年の独立行政法人化以降、産学連携を進めてきた。大企業とどううまくいっているか、中小企業は大学へのハードルが高く進んでいない。90%を占める中小企業の技術革新を後押しし、地方創生に貢献したい」と話した。(佐野)

# 銀行を介して大学のシーズを企業ニーズとマッチング

山口大が持つ  
知的財産活用

山口FGが企業支援

山口フィナンシャルグループ(FG)は山口大学の持つ知的財産を活用した企業支援に乗り出すと発表した。山口大が単独で保有する特許などの知財の利用料(実施料)を一定期間無料で開放する取り組みを始めたのに対応した。地域企業が知財を使って新技術・事業を創出するのを支援する。

山口FGはグループを挙げて支援する。傘下の山口、もみじ、北九州銀行のネットワークを活用して企業の技術的なニ

ズやシーズ(種)を収集。山口大学の特許とマッチングさせ、新たな技術などの開発につなげる。事業化までに必要な資金は融資する。

日本経済新聞

2015年10月3日(土)



大学シーズ **銀行** 企業ニーズ